

第 5 回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1999年1月26日（火）10:30～11:20

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員
（事務局等）科学技術庁
原子力局
政策課 坂田課長
原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀、國嶋
国際協力・保障措置課 古西
核燃料サイクル開発機構 持地
吉鐘専門委員

4. 議 題

- （1）ドイツの原子力事情について
- （2）原子力委員会専門委員の変更について
- （3）その他

5. 配布資料

- 資料 1 ドイツの原子力事情について
- 資料 2 原子力委員会専門委員の変更について（案）
- 資料 3 後援名義の使用に関する事務処理について（案）

6. 審議事項

（1）ドイツの原子力事情について

- 標記の件について、事務局より資料 1 に基づき説明があった。これに対し、
 - ・ 独国の与党は、海外再処理を 2000 年 1 月に禁止するとしているが、これまで再処理の委託契約をしていた英仏の再処理事業との関連で損害賠償問題の交渉の経過等について、今後もフォローしていく必要がある。CO₂ 排出量については、東独と統合された 1990 年が削減目標の基準年となっているので、2010 年の目標達成は大丈夫かもしれないが、それ以降が問題となるのではないかと。
 - ・ 以前、独国では、保守系の政権が非核保有国として原子力の平和利用を推進したが、その後、緑の党が躍進した。独国の原子力政策の方針は、使用済燃料の全量再処理から直接処分に変わってきたが、その原因は、電力の自由化と関連していると考えられる。独国では、原子力委員会の様にエネルギー、科学技術等の観点から総合的な原子力について審議する機関がないために、

この様な状況になっているのだろう。

- ・独国における世論調査によると、原子力発電所の現状維持を支持する意見が最も多かった。独政府と独国民の認識に差が出てきている。
- ・EJの統合に向けた動きの中でも原子力の様に、各国ごとに異なる判断をすることがある。経済性の観点から現象論だけをとらえ、短期的な視野で判断すると、不適当な政策を取ることになる場合もある。エネルギー問題は国の根幹であり、長期的視点が必要。
- ・独国では、日本よりチェルノブイリ事故の影響が大きかったため、この事故が原子力政策の転換のきっかけとなった。独国では、地方分権が進んでおり、全体として原子力政策を考えている部署がなく、これが問題の一端。
- ・少数党でもキャスティングボートを握れるのが、連合政権の難しいところ。
- ・ドイツ以外の欧州の国でもコンセンサス協議が行われることが増えているが、これについても調べておいて欲しい。

との委員の意見及び質疑応答があった。

(2) 後援名義の使用に関する事務処理について、事務局より資料3に基づき説明があり、了承された。その後、具体的事例として、核燃料サイクル開発機構のJNC原子力平和利用国際フォーラムについて、各委員より

- ・昨年開かれた前回の会議に比べると、今年の会議は、平和利用推進の面が強調され、サイクル機構の事業にも合致し、妥当である。

等の意見があり、後援名義の使用を認めることとなった。

(3) 原子力委員会専門委員の変更について

議記の件については、人事案件であることから非公開で審議することとした上で、事務局より資料2に基づき説明があり、了承された。

(4) 内閣総理大臣より日本原子力研究所法第12条第3項に基づき、原子力委員会に意見を求められた件については、同意する旨回答することとした。

なお、事務局より、次回は1月29日(金)に臨時会議を10:30より開催する方向で調整したい旨発言があった。

平成11年 月 日

原子力委員会決定

1. 保障措置の強化・効率化のための規定の整備

保障措置は、原子力活動が厳に平和目的に限り行われていることを確保するための手段として、国際的な核不拡散体制の維持及び安定に極めて重要な役割を果たしてきている。したがって、我が国の原子力研究開発利用を今後とも着実に推進していくためには、国際原子力機関（IAEA）の保障措置を適切に受け入れ、我が国の活動が平和目的に限られていることについて国際的な信頼を得ることが必要である。

国際的な核不拡散体制のより一層の安定に資するために、IAEA保障措置の強化・効率化方策の検討が進められ、一昨年5月にIAEAにおいて、保障措置協定の追加議定書のモデルが策定された。以来、これに基づき、各国が順次、追加議定書の署名等を進めている状況にあり、我が国政府も、昨年12月4日に署名を行ったところである。今後、この追加議定書の内容を速やかに履行していくため、IAEAに提供すべき情報の確保や立入に関する措置を講じていくことが必要である。

また、国内の原子力の研究開発利用の進展に伴い、保障措置に係る業務が増大傾向にあることから、保障措置関連業務を、より効果的かつ効率的に実施することが必要となっている。このため、我が国における保障措置の経験の蓄積を踏まえて、専門的能力を有する民間機関を活用することにより、保障措置業務の効率化及び充実を図っていくことが必要である。

このため、今般、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正を行い、我が国が追加議定書の内容を履行するとともに、我が国における保障措置業務を効果的かつ効率的に実施するための措置を講じることが適当である。

2. 使用済燃料の発電所敷地外における貯蔵のための規定の整備

我が国において発生する使用済燃料は、再処理することを基本としており、それまでの間、適切に貯蔵管理することとしている。使用済燃料の管理について、当委員会は、平成9年1月31日、原子力発電量の増加、再処理施設の再処理能力等を勘案し、今後は使用済燃料の貯蔵量が増加するとの見通しを踏まえ、従来からの発電所敷地内での貯蔵に加えて、発電所敷地外における貯蔵についての検討が必要であることを決定した。これを受けて、政府は、同年2月4日に、発電所外の施設における使用済燃料の貯蔵について検討することを閣議了解した。

その後、関係省庁及び事業者において、本件貯蔵に係る種々の検討が行われてきており、その状況については、当委員会として適宜聴取し、審議を行ってきたところである。今後は、事業者における本件貯蔵の具体化に向けた作業を一層円滑に進められるよう、今般、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正を行い、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規制を整備することが適当である。